

宇都宮市立旭中学校 学校開放に伴う管理規則

- 1 目的 学校開放により、地域住民の文化・運動の向上の場の提供を図るとともに、地域との連携を密にする。
- 2 開放方法 校長は、年1回地域の責任者を召集し使用調整会議を行い、1年間の計画をたてる。
- 3 使用について
 - (1) 校舎使用の場合
 - ア 使用者は、1か月前に所定の用紙に記入し、校長の使用許可を得る。
 - イ 使用時間は、校舎内については職員の勤務時間とし、授業に差し障りのない教室等とする。
 - ウ 原則飲食は禁止。反省会等で飲食を行う場合は、その旨を前もって申し出て許可を得るとともに、ゴミを持ち帰る。
 - (2) 体育館使用の場合
 - ア 使用調整会議に出席し、学校借用願いを提出し、学校長の許可を受ける。
 - イ 夜間の使用時間は、19:30~21:30とする。
 - ウ 責任者が当日鍵を預かり(~16:30)、使用翌日(~13:00)速やかに返却することを原則とする。
 - エ アリーナや武道場内では絶対に飲食しない。
 - (3) 器物が破損したときは、必ず使用者が現状復帰するとともに、学校へ速やかに連絡する。
 - (4) 学校教育活動が優先となるので、使用できない場合がある。
 - (5) 学校敷地内は、すべて禁煙とする。
 - (6) 下足は靴箱を使用し、入り口等に乱雑に置かない。
 - (7) その他、使用許可書に記載されている『使用上の注意』を遵守する。

【参考「使用上の注意」】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 申請者は、許可書及び必要な物を受け取り、責任をもって保管と管理にあたること。2 目的以外の使用は禁止。3 使用時間を厳守すること。4 火気の取り扱い禁止。5 校舎へは正面玄関から、体育館は1F正面玄関から入場すること。6 体育館内は専用の館内シューズを使用すること。7 使用物品は丁寧に取り扱い、万一破損した場合は、直ちに修理し原型に戻すと同時に学校へも連絡すること。8 使用後は清掃、整理整頓し、最後に消灯、窓、出入り口の施錠を確認すること。9 指定した場所以外には立ち入らないこと。指定した物品以外は使用しないこと。10 使用中の事故は、使用責任者が責任をもって処理すること。11 その他、学校の都合により予定外の行事等で使用できないことがある。(その場合は責任者に事前に連絡します) |
|--|

4 開放の順位

学校教育活動に支障がない範囲で以下の優先順位で貸与する。

- (1) 旭中PTA
- (3) 地域の行事
- (4) 地域の各種団体
- (5) その他、地域外各種団体(校長の使用許可を得た場合)

5 その他

- (1) 破損箇所発見の場合は、鍵返却時等に遺漏なく報告・連絡すること。
- (2) 異常事態発生の場合は、消防署・警察署・警備会社及び学校に速やかに連絡すること。
中央警察署・・・623-0110 中央消防署・・・625-5505
警備会社（SSG）・・・651-0815 大関ガラス店・・・633-4955
旭中学校（副校長）・・・634-9177
- (3) 学校長は、借用団体の使用状況が著しく悪い場合、その責任者に事情を説明し、一時使用を禁止することができる。
- (4) 入学式の前日・当日、卒業式のおよそ1週間前から当日まで、体育館の使用を禁止する。
(特別の事情があるときは、その都度協議して許可することができる。)

6 備考

- ・ 学校開放に際し、宇都宮市立小中学校施設の開放に関する規則6条により、政治的または宗教的活動にわたるおそれがあるもの、または、営利を目的とするときには、許可できない。また、学校施設を破損するおそれがあるときや、その他この規則の目的に反するときも許可しない。

○宇都宮市立小中学校施設の開放に関する規則 (抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、地域スポーツの振興、開かれた学校づくりの推進及び施設の有効活用のため、宇都宮市立小学校及び中学校の施設（以下「学校施設」という。）を地域住民の利用に供することについて必要な事項を定めるものとする。（平12教委規則8・全改）

(学校施設の開放)

第2条 宇都宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校教育に支障のない範囲内において学校施設を開放するものとする。

2 前項の規定により開放する学校施設は、校庭、体育館、武道場、校舎及び天体ドームとし、開放する日時は、別表第1のとおりとする。

3 開放する施設は、教育委員会が別に定める。

4 学校教育上支障のあると認めるとき、又は特に必要があると認めるときは、開放日時を変更することができる。（昭58教委規則5・平12教委規則8・平14教委規則2・平19教委規則7・一部改正）

(開放に係わる責任)

第3条 この規則により学校施設を開放した場合において、当該開放に伴う学校施設の開放2/6に係わる責任は、教育委員会が負うものとする。（平12教委規則8・全改）

(利用の対象者)

第4条 学校施設を利用することができる者は、市内に居住し、又は本市に在勤若しくは在学する者（以下「対象者」という。）とし、原則として対象者が10人以上の団体を構成して利用する場合に許可するものとする。この場合において、児童生徒が利用するときは、監督責任者として成人が含まれていなければならない。

(利用の許可)

第5条 学校施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、学校施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。（平12教委規則8・一部改正）

(利用の制限)

第6条 教育委員会は、学校施設の利用が、次の各号の一に該当すると認めるときは、前条の許可をすることができない。

- (1) 政治的又は宗教的活動にわたるおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 学校施設を破損するおそれがあるとき。
- (4) その他この規則の目的に反するものであるとき。